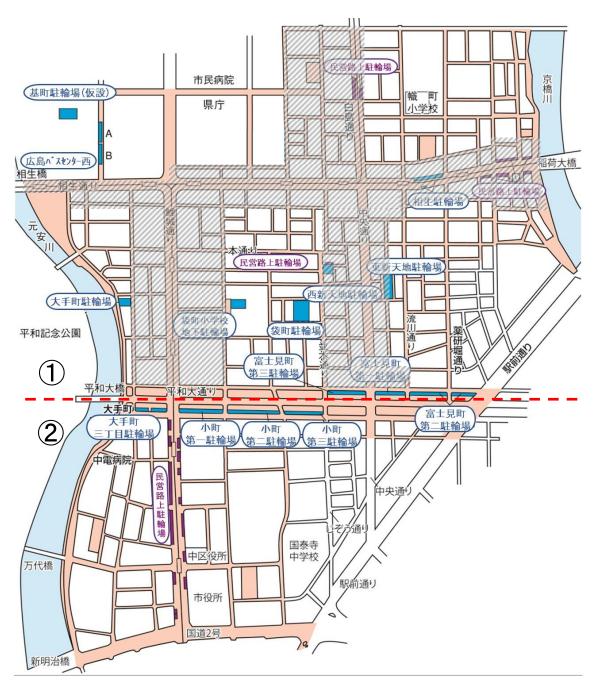
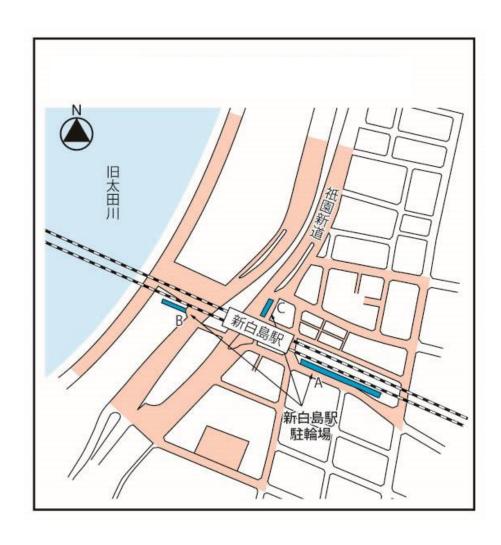
- ①紙屋町 · 八丁堀周辺地区
- ②国泰寺町・大手町周辺地区 (広島市中区)



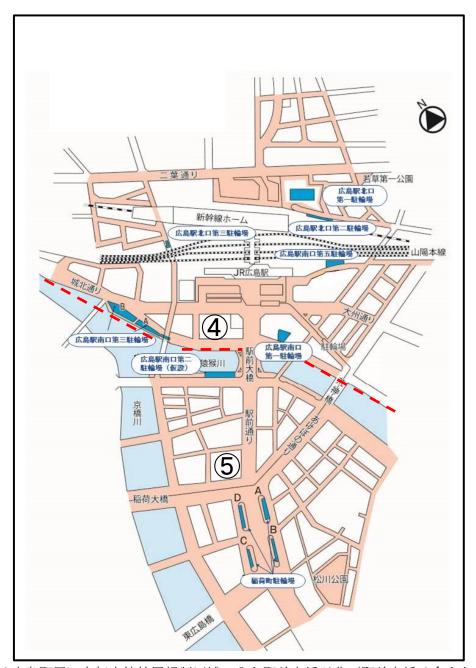
①は紙屋町・八丁堀周辺自転車等放置規制区域のうち平和大通り(北側)以北( は違法駐車等防止重点地域)

②は紙屋町・八丁堀周辺自転車等放置規制区域のうち平和大通り(南側)以南

# ③ 新白島駅周辺地区 (広島市中区)

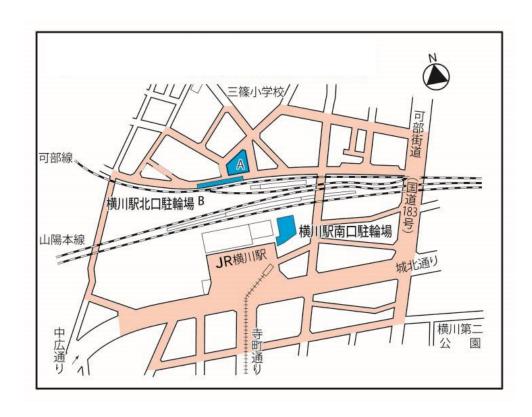


- ④ 広島駅周辺地区
- ⑤ 稲 荷 町 周 辺 地 区 (広島市東区・南区)

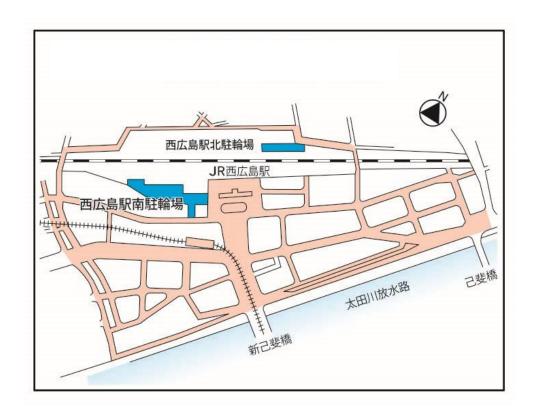


- ④は広島駅周辺自転車等放置規制区域のうち駅前大橋以北 (駅前大橋は含まない)
- ⑤は広島駅周辺自転車等放置規制区域のうち駅前大橋以南(駅前大橋を含む)

### ⑥ 横 川 駅 周 辺 地 区 (広島市西区)

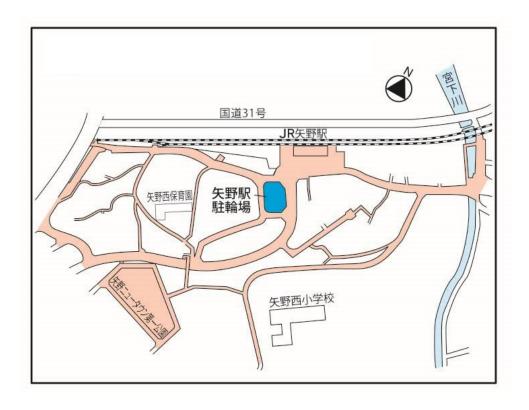


### ⑦ 西 広 島 駅 周 辺 地 区 (広島市西区)



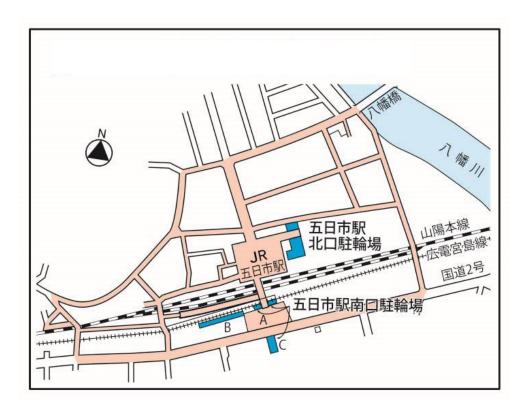
## ⑧ 矢 野 駅 周 辺 地 区

(広島市安芸区)



### ⑨ 五 日 市 駅 周 辺 地 区

(広島市佐伯区)



### (自転車の安全利用に関するチラシ)

※更新その他の理由により変更する場合がある。

表

自転車も自動車と同じ車両です! 事故加害者は、民事上の責任も問われ、 多額の賠償金を支払う場合があります。

### 自転車による加害事故例

小学生が夜間に時速20~30キロで坂道を走行中、歩行中の 女性と正面衝突。相手は意識が戻らない状態となった。

### 賠償金額 約 **9,520**万円

賠償金額約9,300万円

男性が、ベットボトルを片手にスピードを落とさないまま坂 下って交差点に進入、横断歩道を横断中の歩行者と衝突。相 賠償金額 約 6,800 万円

特に、交通ルールを無視した運転は、過失割合が高くなります。

令和5年4月1日から広島県条例※の施行によ り、TSマーク付帯保険や、損害賠償責任保険な どの自転車保険に加入しなければなりません。 ※「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の 促進に関する条例」

### 広島市道路交通局自転車都市づくり推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

〒730-8586 広島市中区画家 サップ フログラン TEL 082-504-2349 FAX 082-504-2379 このチランは再生紙を使用しています。 E-mail: jitensha@city.hiroshima.lg.jp

(令和4年11月発行)



盗難多発!!

自転車は駐輪場に駐車し、 必ず防犯登録と二重ロックをしましょう!

≥ 広島市

裏

### 自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、 安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲洒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

規定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回 以上摘発された自転車運転者には、都道府県 公安委員会から「自転車運転者講習」の受講 が命じられます。

(道路交通法第108条の3の5)



本通アーケード街、えびす通りアーケード街、 金座街アーケード街は**10:00**~20:00まで

[懲役3か月以下又は罰金5万円以下]

### 自転車通行禁止 となっています

- ▼ルール違反と罰金
- ○夜間の無灯火 [罰金5万円以下]
- ○並進の禁止 [罰金2万円以下又は科料]
- ○傘差し運転等の禁止 [罰金5万円以下]
- ○イヤホン等の禁止 [罰金5万円以下]
- ○二人乗りの禁止 [罰金2万円以下又は科料]
- ○酒酔い運転 [懲役5年以下又は罰金100万円以下]
- ○信号無視 [懲役3か月以下又は罰金5万円以下]
- ○一時不停止 [懲役3か月以下又は罰金5万円以下]
- ○歩行者通行妨害 [罰金2万円以下又は科料]
- ○妨害運転(あおり運転) [懲役3年以下又は罰金50万円以下]

### 自転車の道路放置は迷惑です!!

### 駐輪場を利用しましょう!

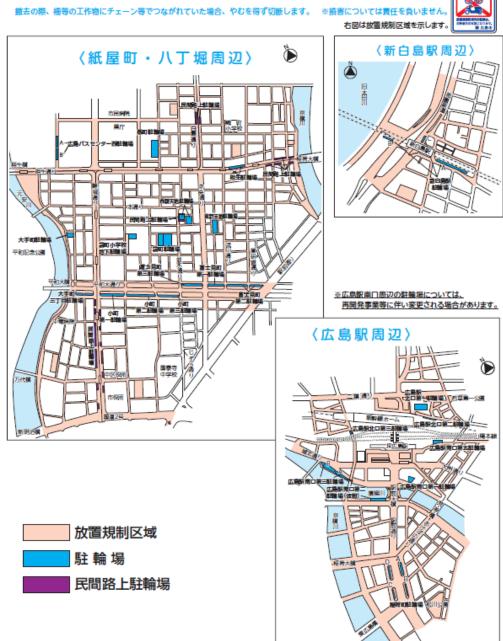
(自転車等放置規制区域及び駐輪場位置図)

※規制区域の拡大その他の理由により変更する可能性がある。

表



自転車等放置規制区域内の道路や公園等に放置された自転車やバイクは、条例に基づき撤去します。 (放置とは、利用者等が自転車・パイクから離れて直ちに移動することができない状態をいいます。※時間は関係ありません。)



(自転車等放置規制区域及び駐輪場位置図)

※規制区域の拡大その他の理由により変更する可能性がある。

裏

### 自転車等放置規制区域及び駐輪場位置図

(令和4年4月1日現在)

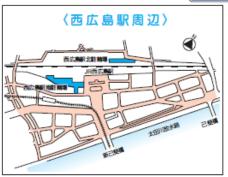
自転車等放置規制区域内の道路や公園等に放置された自転車やバイクは、条例に基づき撤去します。 (放置とは、利用者等が自転車・バイクから離れて直ちに移動することができない状態をいいます。※時間は関係ありません。)

撤去の際、柵等の工作物にチェーン等でつながれていた場合、やむを得ず切断します。 ※損害については責任を負いません

右図は放置規制区域を示します。











### 駐輪場の利用料金

- 時利用(1日につき)…自転車100円、パイク250円 登録利用(1か月につき)…自転車1,500円、パイク2,500円 (稲荷町、大手町三丁目、小町第一・二・二、富士見町第一・二・三 駐職場の登録利用料金は、自転車1,300円、パイク2,300円)

※登録利用の受付について 広島県ビルメンテナンス協同組合 TEL(082)242-7330 (凤間路上駐輪場の利用料金は、アマノマネジメントサービス様 (0120-036-548)にお削い合わせください。)

### ●撤去した自転車・パイクの保管場所

広島市西部自転車等保管所

所在地/西区扇二丁目1番地 TEL (082)277-7916 広電草津南駅から徒歩約15分

広島パス28号(鈴商)線 LECTパス停から徒歩約5分

引き取りに必要なもの

①カギ、身分証明書(免許証・学生証など本人が確認できるもの) ②撤去保管に要した費用

自転車 2,200円 原動機付自転車(50cc以下)4,400円 自動二輪車 5,500円

●保管期間 1か月(これを過ぎたものについては処分します。)

●開所時間 午前10時30分から午後7時まで

●休 所 日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日~31日、1月2日~3日



自転車盗難が多発しています 確実な鍵掛けと防犯登録をしましょう

二広島市

(道路交通局自転車都市づくり推進課・区役所維持管理課) 令和4年4月発行

### (注意書作成例)



### 注 意 CAUTION!

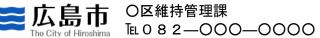
ここは自転車等放置規制区域です。

道路・公園等に自転車やバイクを放置すると歩行者等の迷惑となります。 最寄りの駐輪場をご利用ください。

なお、移動されない場合は広島市自転車等の放置の防止に関する条例に 基づき、撤去し、保管する場合があります。

No Parking!

Please park in a designated area or this bicycle or vehicle will be removed.



※内容は更新その他の理由により変更する場合がある。

### 注意書の仕様

1 作成にあたっては、各区(中区、東区、南区、西区、安芸区及び佐伯区)維持管理課分の計 6種類を作成し、それぞれ台紙の色を変更すること。台紙の紙質については指定しない。

区 分	記載電話番号	備考
中区維持管理課分	082-504-2577	_
東区維持管理課分	082-568-7739	_
南区維持管理課分	082-250-8956	_
西区維持管理課分	082-532-0946	_
安芸区維持管理課分	082-821-4921	_
佐伯区維持管理課分	082-943-9738	_

- 2 注意書の印刷については、カラー、モノクロのどちらでも良い。
- 3 受注者は業務開始までに注意書のサンプルを作成し、発注者の承認を受けなければならない。
- 4 放置状況やイベント実施その他の理由により、発注者が本注意書と別様式の注意書の作成を 依頼する場合があり、この場合においても受注者において対応すること。

シール添付

シールがない場合は、整理番号を記入

## 自転車等返還請求書

令和 年 月 日

広島市長殿

次のとおり白転車等の返還を請求します

無料有料円盗難赤シール延長アストラム

火のと	おり日転り	単寺の巡	退を調	水しより。						21.5		~		<del>''</del>	
請	 求 者	住	所								電話	-	-		
		氏	名								自転車等 又は所有	等の利用者 有者との関	□本ノ <sup>係</sup> □その	人 口家) )他(	族 )
利用者又は 住 所							□同.	上電話	=	_	_				
所	有 者	氏	名							□同.	Ŀ				
	車 積	Ē			自	転	車				原動機(自動)	寸自転車 二輪 車		に) cc)	
	種	類	口実用口電重		]スポー 供車	-ツ □そ		サイクル	ロカブロその		コスクーク	<b>Þ</b> —	□スポ )	ーツタイ	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚
自	主な	:色	□赤 □銀	□緑 [ □その他	] ](	□白	□黒	□黄 )		□緑 □そ <i>0</i>	□青 D他(	口白	□黒	□黄 )	)
転 車 等	製造会	社名	□その		ロパ	ナソニッ	ゥー	ヤマハ	□その	の他(	]ヤマハ	ロスス	ヾキ □	]カワサ <i>=</i> )	+
がの特	防犯登	録等	防犯登	録番号					ナンバ	「一プレート					
徴	車体	番号													
	その他の	の特徴													
	(注 意)	該当する	ものに	☑をつけて	こくださ	ز <b>،</b> ه			ı						
						受	슁	Ę	書						
											令和	左	Ę	月	日
上記	の自転車等	等を受領	しました	<b>-</b> 0											
	受領者	Ĭ													
	確 :	忍心		午証 □学 云車等のか				マイナン	ベーカー	-ド □?	生留カー	ド □そ	の他(		)
	備。	考													
							受付者			記入者			担 当 者		

### 令和 年度 駐車駐輪指導業務 月分

令和 年 月 日

(道路交通局 自転車都市づくり推進課)	広島市長	松井 一實 様	
	(道路交通局	自転車都市づくり推進課)	

広島市委託契約約款(長期継続契約用)第12条の規定に基づき、令和 年 月分の 業務実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 駐輪指導業務状況報告
- 2 駐車指導業務状況報告
- 3 放置自転車等実態調査報告
- 4 違法駐車等実態調査報告

## 1. 駐輪指導業務状況報告

## 月分

		7171
	①紙屋町・八丁堀周辺地区	回 (標準:36回)
	②国泰寺町・大手町周辺地区	回 (標準:16回)
	③新白島駅周辺地区	回 (標準:6回)
	④広島駅周辺地区	回 (標準:20回)
+P:菜相三C	⑤稲荷町周辺地区	回 (標準:8回)
指導場所	6横川駅周辺地区	回 (標準:20回)
	⑦西広島駅周辺地区	回 (標準: 4回)
	⑧矢野駅周辺地区	回 (標準: 6回)
	9五日市駅周辺地区	回 (標準: 6回)
	別途指定する放置規制区域外の場所	
		※実施日程を別途添付すること。
	< ①紙屋町・八丁堀周辺地区	(中区)>
1. 口頭指導		件
	•自転車	件
】 2. 注意書貼付	•原 付	件
2. 注息音知刊	•自動二輪	件
	合計	件
3. チラシ配布数		件
4. 駐輪場への誘導		件
	< ②国泰寺町·大手町周辺地区 	
1. 口頭指導		件
	· 自転車	件
2. 注意書貼付	•原 付	件
	•自動二輪	件
	合計	件
3. チラシ配布数		件
4. 駐輪場への誘導		件
指導状況	< ③新白島駅周辺地区	(中区)>
1. 口頭指導		件
12.114	-     · 自転車	件
	·原 付	件
2. 注意書貼付	·自動二輪	件
	<u>日</u>	件
3. チラシ配布数		件
4. 駐輪場への誘導		件
一 ・		ј г
	< ④広島駅周辺地区	(東区・南区)>
1. 口頭指導		件
	•自転車	件
」 2. 注意書貼付	•原 付	件
2.	•自動二輪	件
	合 計	件
3. チラシ配布数		件
4. 駐輪場への誘導		件
	<⑤稲荷町周辺地区	(南区)>
1. 口頭指導		件
	•自転車 ————————————————————————————————————	件
2. 注意書貼付	•原 付	件
	•自動二輪	件
	合 計	件
3. チラシ配布数		件
4. 駐輪場への誘導		件

				(様式	報告
指導状況	<	⑥横川駅周辺地区	(西区)>		
1. 口頭指導				件	
	• <b>自</b> 軟	<u></u> 基車		件	
0 注音事职从	- 原	付		件	
2. 注意書貼付		力二輪		件	
	合			件	
3. チラシ配布数		н		<u></u> 件	
4. 駐輪場への誘導				件	
				11	
指導状況	<	⑦西広島駅周辺地区	(西区)>		
1. 口頭指導				件	
	・自転			件	
2. 注意書貼付	- 原			件	
2. 注心自知的		力二輪		件	
	合	計		件	
3. チラシ配布数				件	
4. 駐輪場への誘導				件	
		○ 左 取 田 田 池 b 云	/ <del>                                     </del>		
指導状況		8 矢野駅周辺地区	(安芸区)>		
1. 口頭指導	,			件	
	・自転			件	
2. 注意書貼付	•原			件	
2. 江心自知门		力二輪		件	
	合	計		件	
3. チラシ配布数				件	
4. 駐輪場への誘導				件	
<b>化</b> 道件加		9五日市駅周辺地区	(井均豆)>		
指導状況 1. 口頭指導	_<	911日中新周边地区	(佐伯区)>		1
1. 口頭拍等	- 自車	=		件	
				件件	
2. 注意書貼付	•原			1 <del>+</del>	
		力二輪		件	
0 \ T7 + *L	合	計		件	
3. チラシ配布数				件	
4. 駐輪場への誘導				件	
指導状況	< 別途	指定する放置規制区域	ば外の場所 >		
1. 口頭指導	\ ///~		()   ()   ()	件	
	・自転	 克重		<u></u> 件	
	·原			<u></u> 件	
2. 注意書貼付		九二輪			
	合			<u></u>	
 3. チラシ配布数		п		件 件 件 件	
3. デブン配布数				<u></u> 件 件	
4. 粒粣场への筋骨				ΪŤ	
指導状況	<	合 計	>		
1. 口頭指導			0	件	
	・自転	 ā車	0	件	
	·原			<u></u> 件	
2. 注意書貼付		カニ輪		件	
(T/G) E (F)	合			<u></u>	
		ні		11	
 3. チラシ配布数			0	件	
4. 駐輪場への誘導				<u></u> 件	
マ・河エキボック・マノのか今子				IT	

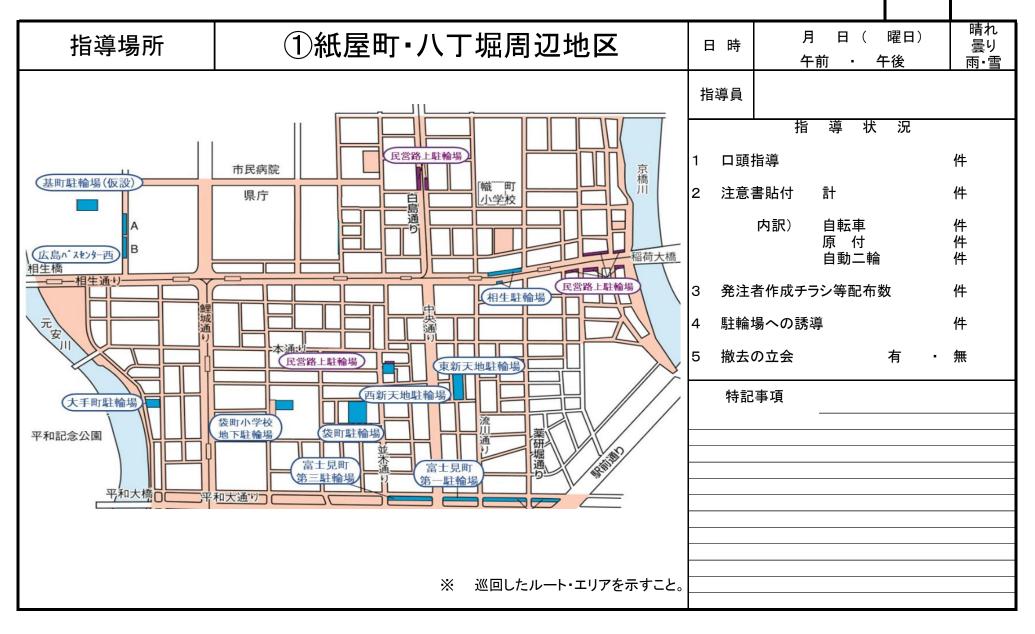
## 事業所等への訪問活動及び啓発活動 月分

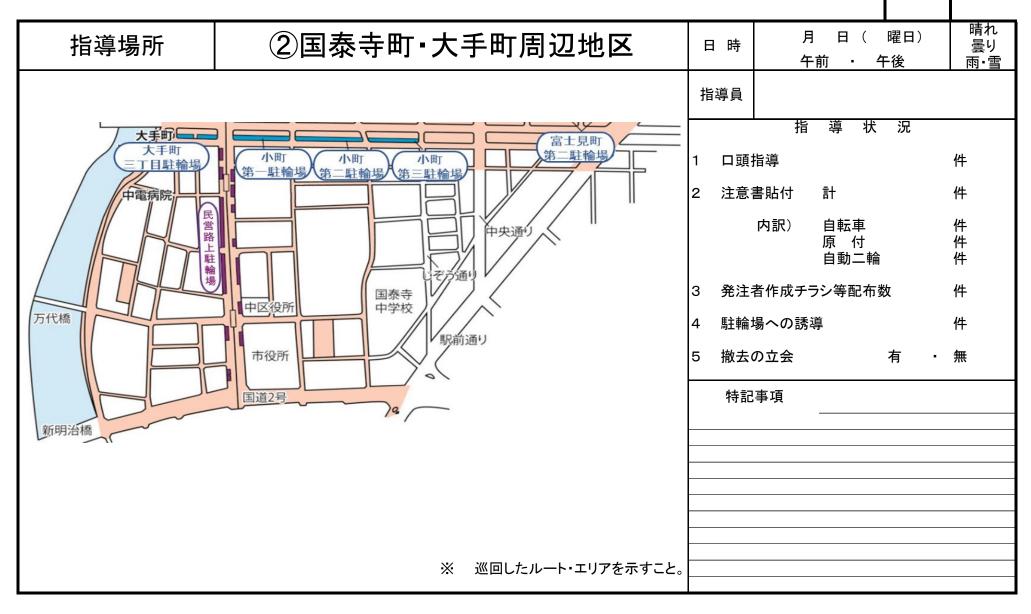
訪問状況	<	①紙屋町•八丁堀周辺地区	(中区)>
訪問日	事業者名	住所	備考
l r			
	※行が不足する均	場合は挿入・削除等して調整で	すること。(他地区も同様)
l	71(1)(0)	22 T 1017 T 111101 T 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	)
=+-日日小下2口		②国泰寺町・大手町周辺地区	(中区)~
訪問状況	<u> </u>		(中区)>
訪問日	事業者名	住所	備考
訪問状況	<	③新白島駅周辺地区	(中区)>
訪問日	 事業者名	住所	備考
H [H] [A]	<b>学术</b> 自有	上771	Co. Hid
	_	**************************************	
訪問状況	<	④広島駅周辺地区	(東区・南区)>
訪問日	事業者名	住所	備考
訪問状況		⑤稲荷町周辺地区	(南区)>
	<b>事業</b> 表名		
訪問日	事業者名	住所	備考
<b>.</b>			
訪問状況	<	⑥横川駅周辺地区	(西区)>
訪問日	事業者名	住所	備考
HAN I CO	7:20 11		Min . A

訪問状況	<	⑦西広島駅周辺地区	(西区)>	(15)-4 1K
	事業者名		備考	
H11(4)	<del></del>	12771	Linux.	
訪問状況	<	⑧矢野駅周辺地区	(安芸区)>	
訪問日	事業者名	住所	備考	
訪問状況		9五日市駅周辺地区	(佐伯区)>	
	<u>く</u> 事業者名		備考	
וויון ווים	<b>于</b> 未日12	<b>正</b> 初	N⊞ 75	
	Ī	訪問状況 <合計>		
	1)	紙屋町・八丁堀周辺地区	件(必須:2	0件以上)
	2	国泰寺町・大手町周辺地区	件(必須:2	件以上)
	3	新白島駅周辺地区	件(必須:2	件以上)
	<b>4</b> J	<b>広島駅周辺地区</b>	件(必須:2	件以上)
訪問件数	<b>⑤</b>	稲荷町周辺地区	件(必須:2	件以上)
初间计数	6	<b>潢川駅周辺地区</b>	件(必須:2	件以上)
	7	西広島駅周辺地区	件(必須:2	件以上)
	8	矢野駅周辺地区	件(必須:2	件以上)
	9	五日市駅周辺地区	件(必須:2	
		合 計	件 (必須:5	0件以上)

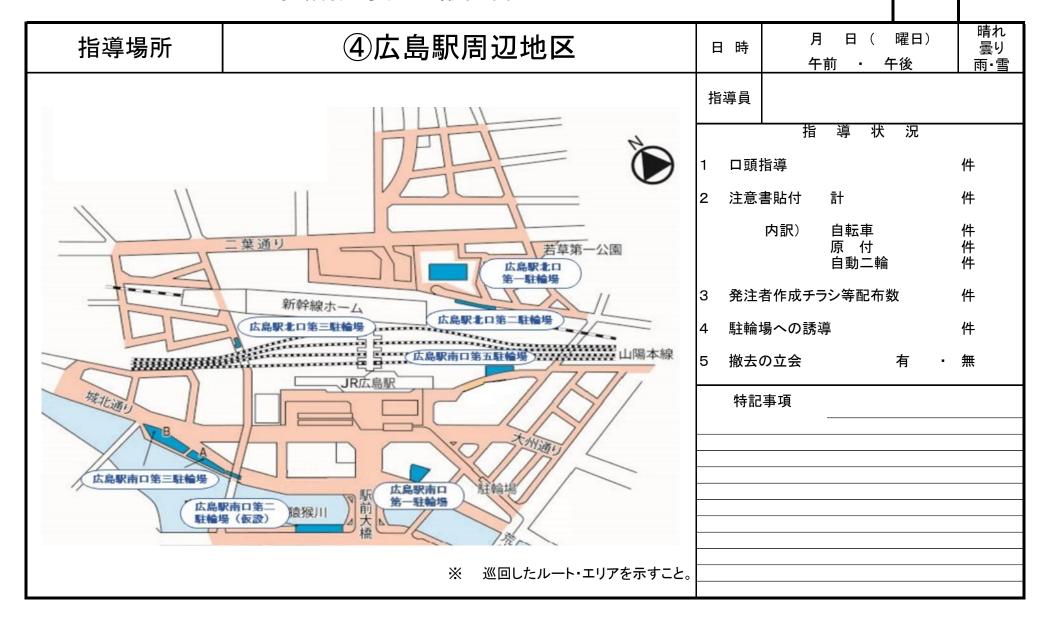
## 2. 駐車指導業務状況報告

2. 駐車指導業	\$務状況報告	月分
	(Aブロック)鯉城・袋町	回
   指導場所	(Bブロック)相生	回
旧等物川	(Cブロック)京口	回
	(Dブロック)中央	回
		※実施日程を別途添付すること。
指導状況	(Aブロック)鯉城・袋町	(中区)>
1. 口頭指導		件
2. 1のうち移動件数		件
3. 移動率(2の値/1の値)		%
4. 駐車場への誘導		件
指導状況 <	(Bブロック)相生	(中区)>
1. 口頭指導		件
2. 1のうち移動件数		件
3. 移動率(2の値/1の値)		%
4. 駐車場への誘導		件
指導状況	(Cブロック)京口	(中区)>
1. 口頭指導		件
2. 1のうち移動件数		件
3. 移動率(2の値/1の値)		%
4. 駐車場への誘導		件
指導状況	(Dブロック)中央	(中区)>
1. 口頭指導		件
3. 移動率(2の値/1の値)		%
4. 駐車場への誘導		件
指導状況	合 計	>
1. 口頭指導		0 件
2. 1のうち移動件数		0 件
3. 移動率(2の値/1の値)		%
4. 駐車場への誘導		0 件

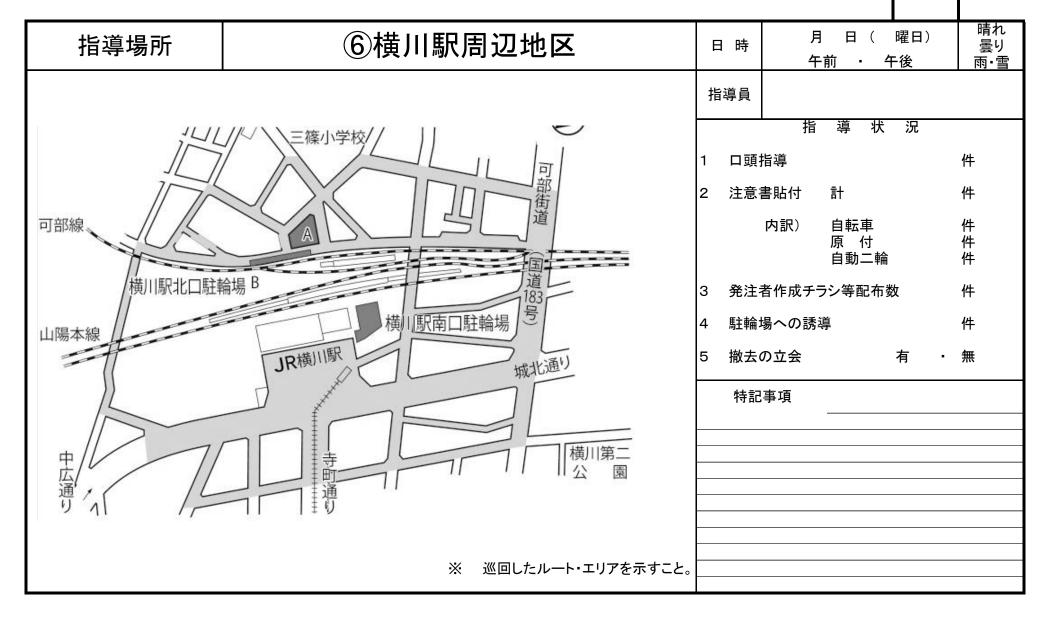


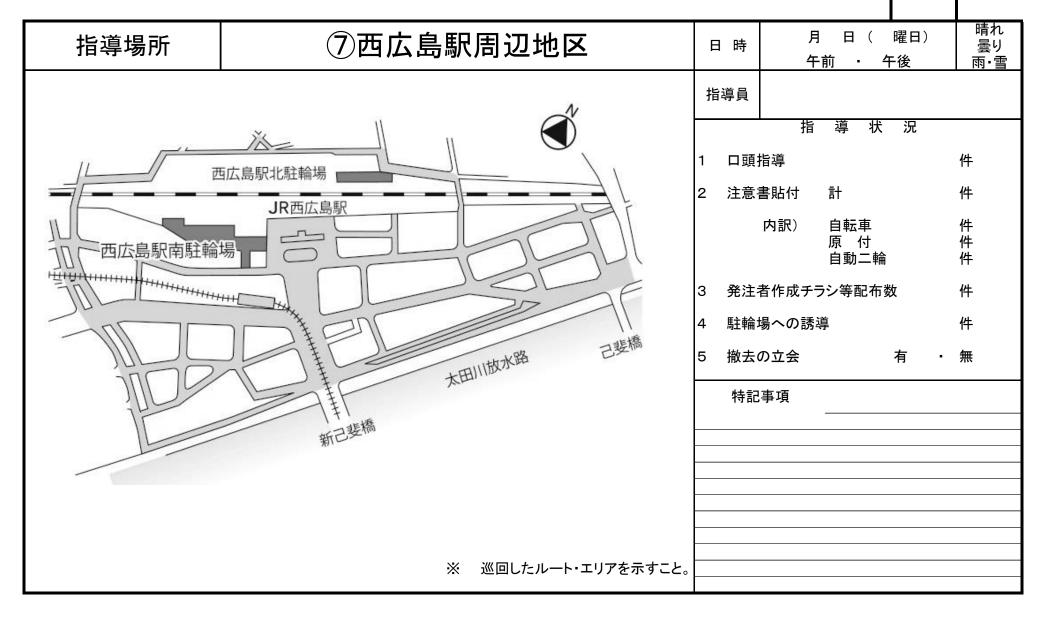


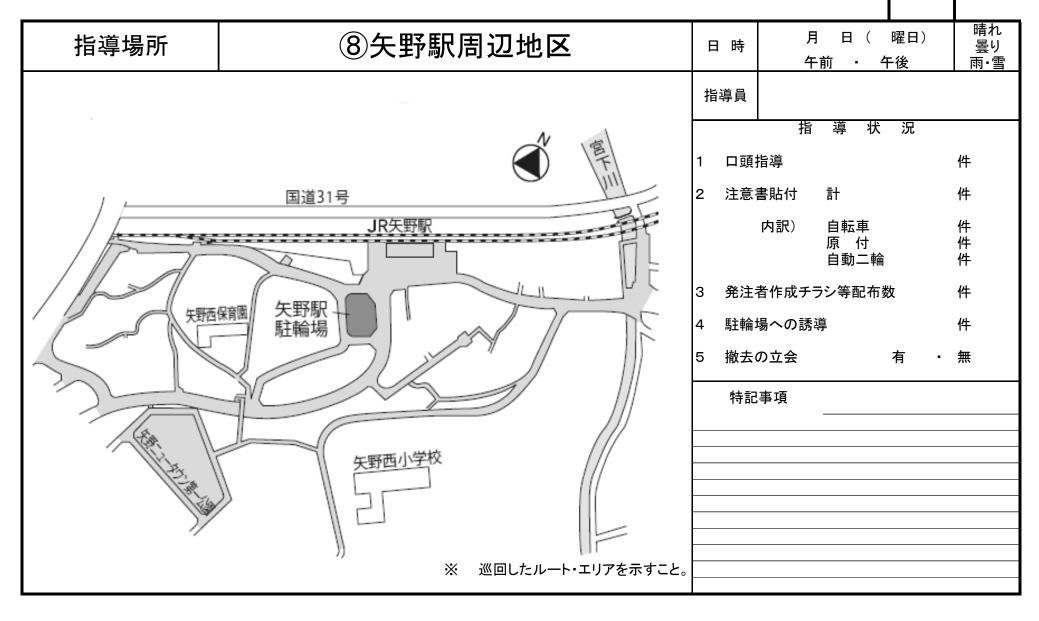
指導場所	③新白島駅周辺地区	E	日時	月 日( 午前 • <sup>2</sup>	曜日)	晴れ 曇り 雨・雪
指导场所	3和日島駅周辺地区		道 算 口 注 発 駐 撤	午前 · 华 指 導 状	汗後	性 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 り の り り り り
	※ 巡回したルート・エリアを示すこと。					



指導場所 ⑤稲荷町周辺地区	日時     月日(曜日)     晴れ 曇り       午前・午後     雨・雪
広島駅南口第二	指導員     指導 状 況     日





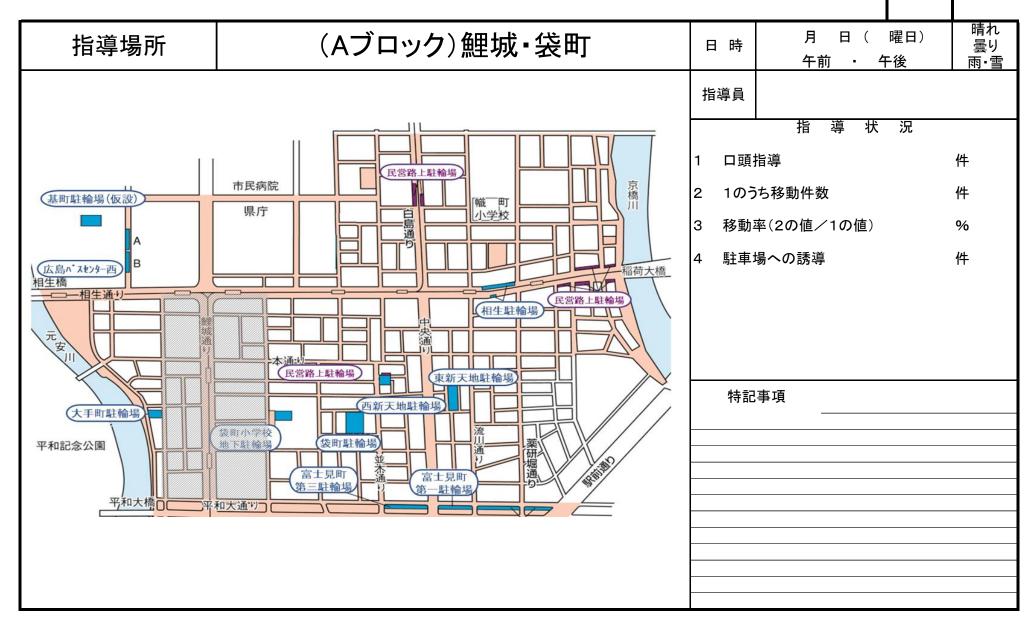


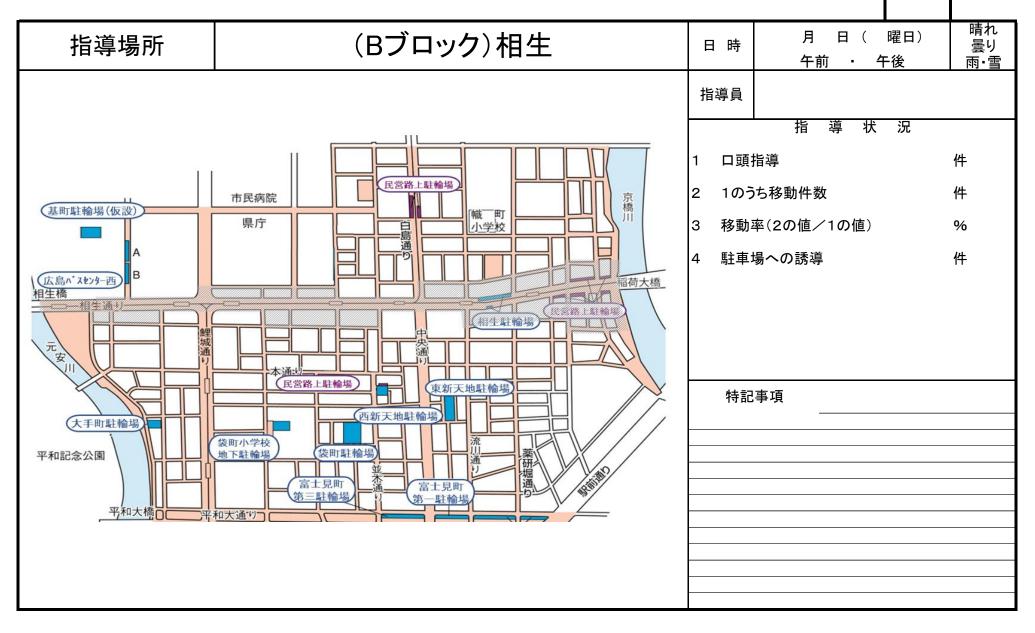


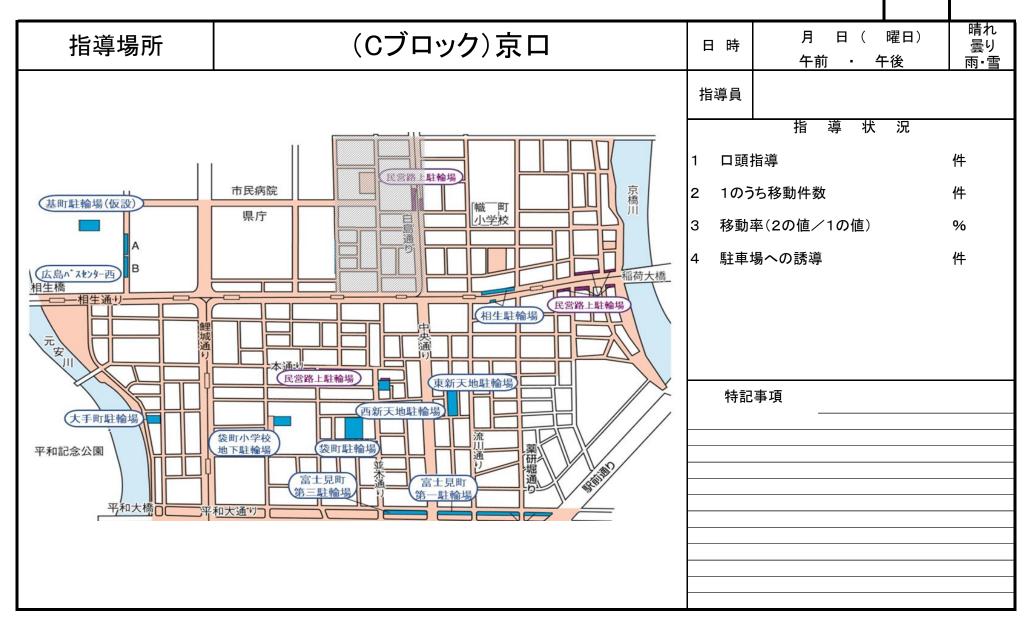
(様式 報告書)

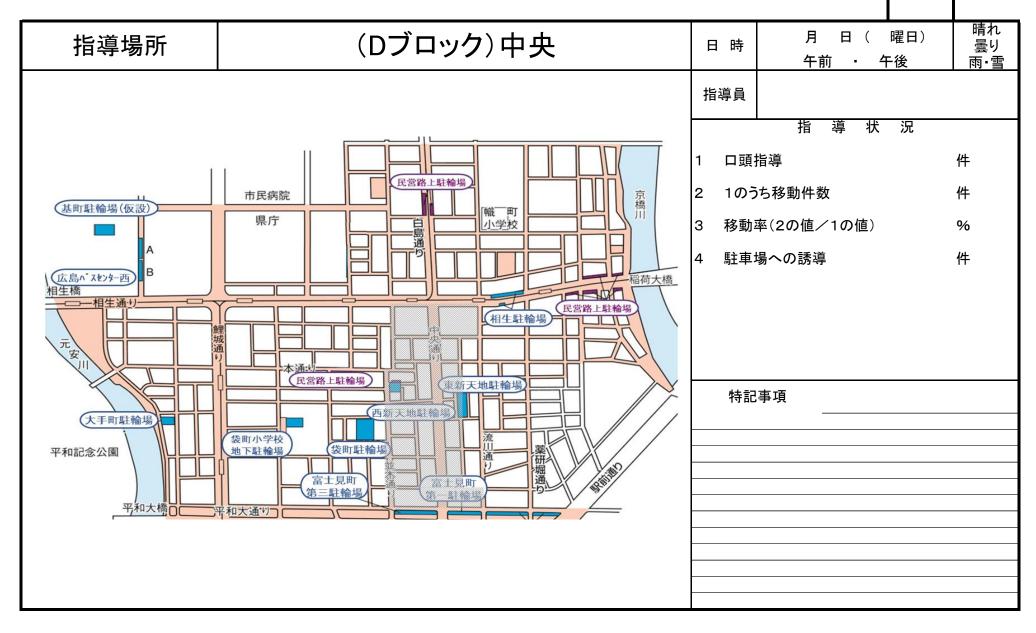
担当印

指導場所	別途指定する放置規制区域外の場	訢	日時	月 日 ( 午前 •	曜日) 年後	晴れ 曇り 雨・雪
			指導員			
				指導	犬 況	
			1 口頭	指導		件
			2 注意	書貼付計		件
				内訳) 自転車原 付 自動二		件 件 件
			3 発注	者作成チラシ等配る	<b></b> 方数	件
			4 駐輪	場への誘導		件
			5 撤去	の立会	有 ·	無
		Ī	特記			
		-				
		-				
	※ 巡回したルート・エリアを示す	ایح:-				









### 3. 放置自転車等実態調査報告

### 月分

	<del>-</del> Λ			10.00	\n+ '		110	調査日	令和			日(	<u>)</u>	<u> </u>
<u> </u>	区分	任 口(			時点			時点			時点			)時点
<del>                                     </del>	箇所	種 別 自転車	全	車	20台以上	全	車	20台以上	全	車	20台以上	全	車	20台以上
	紙屋町	原付												
	•八丁堀	自動二輪												
	合	<u>口                                    </u>												
	国泰寺町	自転車												
中区	国來可叫 ·大手町	原付												
T K		自動二輪												
	合	計												
	<b>龙</b> 占 白 田	自転車												
	新白島駅	原付 自動二輪												
	合	<u>日期一粣</u> 計												
		自転車												
+ -	広島駅	原付												
東区	(北口)	自動二輪												
	合	計												
	広島駅	自転車												
	(南口)	原付												
		自動二輪												
南区	合	計												
	稲荷町	原付												
	416 Jrj rej	自動二輪												
	合	<u>口到一辆</u> 計												
		自転車												
	横川駅	原付												
	_	自動二輪												
西区	合	計												
	本产自町	自転車												
	西広島駅	原付 自動二輪												
	合	<u>  日期一門 </u> 計												
	<u> </u>	自転車												
 	矢野駅	原付												
安芸区		自動二輪												
	合	計												
		自転車												
佐伯区	五日市駅	原付												
	^	自動二輪												
		計												
	区域内	自転車原付												
合	計	自動二輪												
	合 計	口到一門												
					n+ -		4 4 5 -	\n+ -		·	\n+ <b>⊢</b>		00.0	\n+ -
<u> </u>	区分	<b>任</b> ロ:1			時点			)時点			)時点			)時点
	箇所	種 別 自転車	全	単	20台以上		車	20台以上	全	単	20台以上	至	車	20台以上
		原付												
(注)		自動二輪												
	合													
+P 生□		自転車												
規制	区域周辺 計	原付												
		自動二輪												
	合 計		-											

(注)規制区域周辺については、放置状況の変化その他の事情を鑑み、発注者・受注者協議の上決定する。

### 4. 違法駐車等実態調査報告

## 月分

											) 晴	青れ	
区分	10:00時点			14:00時点			17:00時点			20:00時点			
箇所		車	うち乗車中	全	車	うち乗車中	全	車	うち乗車中	全	車	うち乗車中	
(Aブロック)鯉城・袋町													
(Dブロック)中央													
重点地域内													
合 計													
区分											20:00時点		
箇所	全	車	うち乗車中	全	車	うち乗車中	全	車	うち乗車中	全	車	うち乗車中	
計													
重点地域内													
合 計													
	箇所 (Aブロック)鯉城・袋町 (Bブロック)相生 (Cブロック)京口 (Dブロック)中央 計 重点地域内 合 計 区分 箇所 計 重点地域内	箇所 全 (Aブロック)鯉城・袋町 (Bブロック)相生 (Cブロック)京口 (Dブロック)中央 計 重点地域内 合 計  区分 箇所 全	箇所       全車         (Aブロック)鯉城・袋町       (Bブロック)相生         (Cブロック)京口       (Dブロック)中央         計       重点地域内         合計       な車         区分       10:00         箇所       全車         計       重点地域内         計       重点地域内	箇所       全車 うち乗車中         (Aブロック) 鯉城・袋町       (Bブロック) 相生         (Cブロック) 京口       (Dブロック) 中央         計       重点地域内         合計       10:00時点         箇所       全車 うち乗車中         計       重点地域内         自       10:00時点         日本       10:00時点         日本	箇所     全車 うち乗車中 全       (Aブロック) 鯉城・袋町 (Bブロック) 相生 (Cブロック) 京口 (Dブロック) 中央 計 重点地域内 合計     10:00時点 全車 うち乗車中全       区分 箇所     全車 うち乗車中全	箇所     全車     うち乗車中     全車       (Aブロック) 鯉城・袋町     (Bブロック) 相生     (Cブロック) 京口       (Dブロック) 中央計     計     事       重点地域内合計     全車     うち乗車中     全車       箇所     全車     うち乗車中     全車       計     重点地域内	箇所     全車     うち乗車中     全車     うち乗車中       (Aブロック) 鯉城・袋町     (Bブロック) 相生     (Cブロック) 京口       (Dブロック) 中央計     (Dブロック) 中央計	図分	区分     10:00時点     14:00時点     17:00       箇所     全車     うち乗車中     全車     うち乗車中     全車       (Aブロック)鯉城・袋町 (Bブロック) 村生 (Cブロック) 京口 (Dブロック) 中央 計 重点地域内 合計     10:00時点     14:00時点     17:00       区分     10:00時点     14:00時点     17:00       箇所     全車     うち乗車中     全車       計     計       重点地域内     計	図分   10:00時点   14:00時点   17:00時点   17:00時点   金 車   うち乗車中 全 車   うち乗車中 全 車   うち乗車中 全 車   うち乗車中   全 車   うち乗車中   全 車   うち乗車中   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	区分     10:00時点     14:00時点     17:00時点       箇所     全車 うち乗車中 全車 うち乗車 中 へ車 中	区分     10:00時点     14:00時点     17:00時点     20:00       箇所     全車     うち乗車中全車     今車     うち乗車中全車       (Aブロック) 鯉城・袋町 (Bブロック) 中央 計 重点地域内 合計     10:00時点     14:00時点     17:00時点     20:00       区分     10:00時点     14:00時点     17:00時点     20:00       箇所     全車     うち乗車中全車     うち乗車中全車       計 重点地域内     計     車	

※ 5月のみ全時点を調査し、それ以外の月は17:00時点のみ調査する。

(注)重点地域周辺については、駐車状況の変化その他の事情を鑑み、発注者・受注者協議の上決定する。